

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第11次報告

平成27年10月



## 目次

はじめに .....	1
I 凡例・検証方法等 .....	2
1 用語の定義	
2 対象事例	
3 検証方法	
II 個別調査票による死亡事例の調査結果 .....	5
1 死亡事例の概要	
2 死亡事例における特徴等	
III 個別調査票による重症事例の調査結果 .....	124
IV 現地調査（ヒアリング調査）の結果について .....	173
1 事例の概要	
2 重症事例の未然防止に向けた問題点・対応策に関する分析	
3 死亡に至るリスクを軽減するために特に重要であると考えられる取組	
V 地方公共団体における検証等に関する調査結果 .....	186
1 地方公共団体における検証組織の設置状況	
2 地方公共団体が行う検証の実施状況	
3 国の検証報告の活用状況	
VI 課題と提言 .....	198
VII 参考データ	
1 0日・0か月児の死亡事例について（心中以外の虐待死） .....	212
2 精神疾患のある養育者における事例について .....	222
おわりに .....	239
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 ...	240
○委員名簿	
○委員会開催経過	
○現地調査経過	



## はじめに

平成 12 年に児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)が制定され、施行から 15 年が経過している。この間、児童福祉法と合わせて 4 回の大きな改正が行われ、平成 24 年 4 月には「民法等の一部を改正する法律」が施行されるなど、児童虐待については発生予防、早期発見・早期の適切な対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など、切れ目のない支援が行われるよう対策が推進されてきた。

しかしながら、児童相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は後を絶たない状況である。

子ども虐待による死亡事例等については、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成 16 年 10 月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)が設置され、これまで 10 回にわたって報告を取りまとめてきた。

本報告では、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の死亡事例について分析・検証を行うとともに、地方公共団体で行われた検証について分析し、具体的な改善策を提言している。

また、第 10 次までの報告においては、主に子ども虐待による死亡事例を対象に分析・検証を実施してきたが、今年度は更に、要保護事例として重要な、死亡には至らなかったが重症の受傷等を負った事例(心中未遂事例を除く)についても、調査・分析及び現地ヒアリングを実施し、重篤な虐待事例の実態についてより幅広く把握し、発生を予防するための方策を探ることとした。

なお、本報告は、児童虐待の再発防止策を検討したものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添えたい。

## I 凡例・検証方法等

### 1 用語の定義

虐待により死亡した子どもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）に区別している。「心中」事例については、保護者が子どもを殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であり、委員会の分析・検証の対象とすることとしている。

第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「心中」事例は従来どおり「心中」としたがこれにより、「心中」事例が虐待による死亡でないとの誤解が生じるおそれがあるため、第8次報告以降、「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」にそれぞれ呼称を改めることとした。

また、市町村の所管課に関しては、これまで「児童福祉担当部署」として、児童手当や保育所入所等の申請窓口と児童虐待対応を担当する部署の総称として標記していたが、第10次報告からは、児童虐待の通告受理や対応を行う部署については「虐待対応担当部署」として、児童手当や保育所入所などの申請窓口の部署である児童福祉担当部署とは分けて表記することとしている。

## 2 対象事例

### (1) 死亡事例について

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 12 か月間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例を、厚生労働省が新聞報道等から抽出し、地方公共団体が把握した死亡事例と合わせて地方公共団体に詳細を調査した。調査に当たっては、今後の再発防止策を検討するために、事件化されているかどうかに関わらず、広く虐待による死亡事例と考えられる事例すべてについて調査している。

調査の結果、対象とする事例について、児童虐待防止法の児童虐待の定義を踏まえ、個々の事例について検討して確定した。例えば、保護者かどうか疑義の生じる交際相手の虐待行為により死亡に至った場合でも、児童虐待防止法上、同居人による暴行の放置など保護者としての監護を著しく怠ることもネグレクトに該当することを踏まえ、対象事例として詳細を検証している。

### (2) 重症事例について

平成 25 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの間に全国の児童相談所が児童虐待相談として受理した事例の中で、同年 9 月 1 日時点までに、「身体的虐待」等による、生命の危険にかかわる受傷、「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例としている。

なお、地方公共団体から報告のあった重症事例を精査したところ、「身体的虐待等」による、生命の危険にかかわる受傷があった事例の中には、「受傷の程度そのものが重篤であり生命への危険性があった」と判断される事例と、「受傷の程度としては重篤ではなかったが、直接的な虐待行為（例えば力の加減）や受傷した部位と受傷の程度、子どもの年齢等を総合的に勘案すると生命への危険性が危惧される」という 2 つの類型の事例が含まれており、本報告では両類型を検証の対象とした。

## 3 検証方法

### (1) 調査票による調査

#### ① 対象事例についての調査（死亡事例及び重症事例）

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課及び母子保健主管課に対し、事例の概要、子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証組織の設置状況等の詳細について、調査票を送付し、回答を求めた。

② 地方公共団体の検証等についての調査（死亡事例）

厚生労働省が都道府県等の児童福祉主管課に対し、検証組織の設置状況、対象事例の検証状況、国の検証報告の活用状況等について、調査票を送付し、回答を求めた。

**(2) ヒアリングによる調査（重症事例）**

調査票により調査した重症事例のうち、特徴的な事例や特に重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により優れた取組方法や改善策を検討するために、当該自治体及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

**(3) 分析**

(1)、(2)と合わせて、都道府県等の検証報告書、新聞記事等を基に、事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、本報告では、個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。